

○学校法人東京家政学院学長及び校長の退職手当に係る退職手当規程の
適用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京家政学院の東京家政学院大学学長及び東京家政学院高等学校・中学校校長（以下「学長及び校長」という。）の退職手当に係る退職手当規程の適用について定める。

(支給率)

第2条 学長及び校長が、任期を満了して退職する場合の退職手当の支給率は、学校法人東京家政学院退職手当規程第4条第1項に基づく別表（退職金支給率表）の区分Ⅲを適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月27日から施行し、平成16年12月31日から適用する。ただし、附則第2項の規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第1条中「筑波女子大学」を「筑波学院大学」に改める。

附 則

この学校法人東京家政学院学長及び校長の退職手当に係る退職手当規程の適用に関する規則は、学校法人東京家政学院学長及び校長の退職手当に係る退職手当規程の適用に関する規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。